国勢調査調査区の層別基準及び層符号(平成20年)

層別基準					調査区の 層符号
平成17年国勢調査調査区	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			010	
	世帯数が 0 の調査区又は換算世帯数が15以下の調査区で, 30%未満			30%未満	021
	65歳以上親族のいる一般世帯割合が 30%以上			022	
		間借り等の世帯数が5%以上の調査区で, 30%未満			031
	換算世帯数が16以上の調査区	65歳以上親族のいる一般世帯割合が 30%以上			032
		3 90	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110
		階住%	公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で,	30%未満	121
		での世以上の	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	122
		上带調	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130
		世 数 査	持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	家に居住の世帯数が50%以上の調査区	
		同一区	その他の調査区		150
		その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210
			公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で,	30%未満	311
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	312
			民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満の調査区で,	30%未満	411
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	412
			民営借家に居住の世帯数が65%以上の調査区で,	30%未満	511
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	512
			持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満の調査区で,	30%未満	611
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	612
			持ち家に居住の世帯数が80%以上の調査区で、	30%未満	711
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	712
			その他の調査区で,	30%未満	801
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	802

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号が若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + 一人の一般世帯数+施設等の世帯人員